



金融セクターにおける AI 規制の現状

AI の機会とリスクのバランスの確保と金融機関に
求められる説明責任

2023 年 8 月

**MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS**
since 1845

内容

1. イントロダクション.....	3
2. 国際的な動向	3
3. 主要な国・地域におけるイニシアティブ	4
4. 金融セクターにおける規制の動向	7
5. 考察：AI のリスクへの対峙	8

1. イントロダクション

人工知能（AI）は、利用可能なデータの量の増加と計算処理能力の向上により、金融サービス・セクターにおいて広く利用されるようになってきている¹。AIは、フリクション・コストの低減や生産性の向上などを通じて、より一層の効率化や収益性の向上に寄与し得るなど、金融サービス・セクターにおける伝統的なビジネス・モデルを変革する可能性を有している。他方で、AIは、既存のリスクを増幅し、また、新たなリスクを生じさせる懸念がある。AIのその「見えざる手」²が社会の利益のために利用されることを確保するため、AIを適切に規制する必要があると認識されている。

以下では、特に、AIの規制の動向に焦点をあて、国際的な議論や金融セクターにおける取組みなどを紹介しつつ、金融機関としてどのようにAIのリスクに対峙すべきであるかを考察する。

なお、本稿は、「Artificial Intelligence (AI) state of play in insurance regulation（和訳版：保険セクターにおける人工知能（AI）の規制・監督の現状）」（Center for Regulatory Strategy US, Deloitte）とあわせて読むことで、グローバルなAIの規制の全体像がより良く理解できるものと考えられる。

2. 国際的な動向

AIに関する最初の国際的な合意の一つは、2019年5月に経済協力開発機構（OECD）が採択した「信頼できる AI の責任ある管理のための原則」である。同原則は、その前文において、「AI は、持続可能な経済活動に貢献し、イノベーションの促進や生産性の向上を実現し、世界の課題を解決するなど、社内や経済を変革し得る可能性を有している。

他方で、そうした変革は、社会や経済に差別的な影響（disparate effects）をもたらす可能性もある。したがって、AI システムの信頼性は、AI の普及と利用にとって不可欠な要素である。」と述べ、5つの原則を提示している³（表1）。同原則は、その後、2019年6月のG20 会合首脳宣言の附属文書において、「G20 AI 原則」として位置付けられることとなった⁴。

表 1. OECD AI 原則の概要

1. 包摂的な成長、持続可能な発展および幸福：ステークホルダーは、人と地球にとっての有益な結果を追求し、信頼できる AI の責任ある管理に積極的に関与しなければならない。
2. 人中心の価値と公正性：AI の当事者は、AI システムのライフサイクルを通じて、法規範、人権、民主主義的な価値を尊重すべきであり、そのために必要なメカニズムと安全措置を設けるべきである。
3. 透明性と説明可能性：AI の当事者は、AI システムについて透明で責任ある開示を行うことを約し、また、AI システムの一般的な理解を促すため、①ステークホルダーに AI システムとの相互関係性を認識させ、②AI システムの影響を受ける者が AI システムの生成物（結果）を理解できるようにし、また、③それらの者がその結果にチャレンジできるよう、有意義な情報を提供すべきである。
4. 頑健性、安定性および安全性：AI システムは、そのライフサイクルを通じて、頑健で、安定しており、また、安全であるべきであり、そのためには、AI システムの生成物が分析できる追跡可能性が確保されなければならない。
5. 説明責任：AI の当事者は、AI システムが適切に機能することについて説明責任を有するべきである。

¹ OECD (2021), 'AI in finance', in OECD Business and Finance Outlook 2021: AI in Business and Finance, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/39b6299a-en>.

² IMF (2023) 'The power and Perils of the "Artificial Hand": Considering AI Through the Ideas of Adam Smith' by Gita Gopinath, IMF Speech to commemorate 300th anniversary of Adam Smith's birth on 5 June 2023, <https://www.imf.org/en/News/Articles/2023/06/05/sp060523-fdmd-ai-adamsmith>.

³ OECD (2019) 'Recommendation of the Council on Artificial Intelligence', <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0449>.

⁴ Ministry of Foreign Affairs of Japan (2019) 'G20 OSAKA LEADERS' DECLARATION', https://www.mofa.go.jp/policy/economy/g20_summit/osaka19/en/documents/final_g20_osaka_leaders_declaration.html.

AI の倫理という観点では、国連教育科学文化機関（UNESCO）は 2021 年 11 月、「AI の倫理に関する提言」を採択している。UNESCO の同提言は、5 つの目的を掲げており、それには以下のものが含まれる。

- 国際法と統合的な AI にかかる法規制等の策定において、各国の指針となる価値、原則および行動のための普遍的な枠組みを提供すること。
- AI システムのライフサイクルのすべての段階において倫理が内包されることを確保するため、個人や社会、企業等の行動を導くこと。
- 人権と基本的な自由、人間の尊厳および平等を保護し、促進し、尊重すること、現在および将来の世代の利益を保護すること、環境、生物多様性および生態系を保護すること、ならびに、AI システムのライフサイクルの全ての段階におけるカルチャーの多様性を尊重すること。

また、同提言は、政策的な対応が必要な 11 の分野の一つとして「倫理的なガバナンスと管理」をとり上げ、AI ガバナンスのメカニズムが、包摂的で、透明で、学際的で、多面的で、複数の利害関係者を考慮したものであることを確保すべきこと等を求めている⁵。

最近では、2023 年 5 月の G7 広島サミットにおいて、信頼できる AI という目標を実現すべく、包摂的な AI ガバナンスと相互運用性に関する国際的な検討を進めることについて G7 首脳が合意したことは、一つのマイルストーンとして位置付けられよう。各国首脳は、同サミットのコミュニケにおいて、責任ある AI を促進するため、透明性、開放性、公正なプロセス、公平性、プライバシーおよび包摂性を推進する手続きの重要性、ならびに、AI ガバナンスに関する国際的な議論と AI ガバナンスの枠組み間の相互運用性の重要性、をそれぞれ踏

まえた上で、OECD 等と協力して作業を継続することを宣言している⁶。なお、UNESCO は、そうした G7 の取組みを支持する旨のステートメントを発出し、その中で、「倫理的なガードレール」の必要性を指摘している⁷。

3. 主要な国・地域におけるイニシアティブ

国・地域に目を向けると、AI の規制の枠組みの整備が最も進んでいる国・地域の一つは欧州連合（EU）であろう。欧州議会は 2023 年 6 月 14 日、人工知能法（EU AI 法）を採択した⁸。同法の目的は、「欧州連合において、域内市場の機能のイノベーションと高度化をサポートしつつ、人中心で信頼できる AI の理解を促し、また、AI システムの悪影響から健康、安全、基本的な権利、民主主義、法規範および環境がハイレベルで保護されることを確保すること」、と謳われている。

EU AI 法では、リスクベース・アプローチが採用されている。同法においては、AI の利用が生じさせるリスクは、①許容できないリスク（unacceptable risk）、②高リスク（high risk）、③低もしくは最小限のリスク（low or minimal risk）の 3 つに区分される。（表 2）。



⁵ UNESCO (2021) 'Recommendation on the Ethics of Artificial Intelligence', <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000381137>.

⁶ Ministry of Foreign Affairs of Japan (2023) 'G7 Hiroshima Leaders' Communiqué, <https://www.mofa.go.jp/files/100506878.pdf>.

⁷ UNESCO (2023) 'UNESCO supports G7 leaders calling for 'AI guardrails'', <https://www.unesco.org/en/articles/unesco-supports-g7-leaders-calling-ai-guardrails>.

⁸ European Parliament (2023) 'Amendments adopted by the European Parliament on 14 June 2023 on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on laying down harmonised rules on artificial intelligence (Artificial Intelligence Act) and amending certain Union legislative acts', https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2023-0236_EN.html.

表 2. EU AI 法：許容できないリスクと高リスクの概要⁹

禁止される AI の利用方法（許容できないリスク）
<ul style="list-style-type: none"> 情報に基づく意思決定を行う人の能力を明らかに害することにより人の行動を著しく歪ませることを目的とした、サブリミナル技術や人の意識を操作する技術等を備えた AI システムの利用等 人の行動を著しく歪ませることを目的とした、人の脆弱性（既知もしくは予見される人格的な特徴や社会・経済の状況、年齢、身体的もしくは精神的な能力等）を活用する AI システムの利用等 センシティブな情報や保護されている属性等によって人を分類する生体分類システムの利用等 一定の期間にわたる人の社会スコアを評価する（また、その結果として、不利な取扱いにつながる社会スコアが算出される）AI システムの利用等 公的にアクセス可能なスペースにおける、リアルタイムの遠隔生体認証システムの利用等 プロフィール等に基づき人が犯罪を行うリスクを評価・予見する AI システムの利用等 インターネットや CCTV から無作為に画像を取得することを通じて顔認証データベースを作成する AI システムの利用等 法執行や国境管理、職場、教育機関において人の感情を推測する AI システムの利用等 事後的な遠隔生体認証システムを通じて公的にアクセス可能な場所の記録された画像を分析する AI システムの利用等
高リスクを生じさせる AI システムの利用
<ul style="list-style-type: none"> 別に規定する法律の対象となる、①商品の安全性コンポーネントとして利用される AI システム、もしくは、

<p>は、そのような商品である AI システム、または、②健康および安全のリスクに関する第三者の適合評価（conformity assessment）を受けなければならない、安全性コンポーネントが AI システムである商品、もしくは、そのような商品である AI システム</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの 1 つ以上の目的で用いられる AI システムのうち、自然人の健康、安全もしくは基本的な権利を害する重要なリスクをもたらすもの <ul style="list-style-type: none"> a. 人の生体認証や生体分類 b. 重要なインフラストラクチャー（交通、ならびに、水、ガス、暖房、電気および重要なデジタル・インフラストラクチャー）の管理および運営 c. 教育や職業訓練 d. 雇用や労働者管理 e. 公的機関等による公共サービスの利用資格の評価、自然人の信用や信用スコアの評価、ならびに、健康および生命保険の適格性の決定 f. 法執行機関等による捜査や証拠の信頼性の評価 g. 移住、亡命、および国境管理 h. 司法当局による事実や法の調査や解釈、および、法の適用のサポート
--

同法では、許容できないリスクを生じさせる AI システムの利用は禁止され、また、高リスクを生じさせる AI システムについては、表 3 に記載の規制が課せられる。なお、高リスクな AI システムの利用として、欧州議会による提案を受け、「保険契約にかかる意思決定における AI システムの利用」が追加されたことは注目に値する。なお、EU AI 法は、今後、欧州議会、欧州連合理事会および欧州委員会による三者協議（trilogue）の場で最終化に向けた検討が行われることとなる。

⁹ 2021 年 4 月の法案（出所は後述）および 2023 年 6 月の欧州議会における採択版（脚注 8）をベースに作成。網羅的なリストではないことに留意されたい。European Commission (2021) 'Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Laying Down

Harmonised Rules on Artificial Intelligence (Artificial Intelligence Act) and Amending Certain Union Legislative Acts', <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A52021PC0206>.

表 3. EU AI 法：高リスク AI にかかる主な規制

<p>■ 高リスク AI システムにかかる規制</p> <ul style="list-style-type: none"> • リスク管理体制の構築と運用 • データ・ガバナンスの確保 • AI システムの技術文書の作成 • 記録の保持 • 透明性の確保と情報の開示 • 人による監督 • 正確性、頑健性およびサイバーセキュリティの確保 <p>■ 高リスク AI システムの提供者等に対する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> • 品質管理体制の整備 • 自動生成ログの保持 • 是正措置の実施 • 監督当局への情報提供 等

米国（特に、米国の保険セクター）における規制の動向は、冒頭で言及したレポート「保険セクターにおける人工知能（AI）の規制・監督の現状」に詳しいが、直近では、コロラド州保険局は 2023 年 5 月、同年 2 月に市中協議に付した AI 法案（初回案）の改正案を公表した¹⁰。同法案は、外部の消費者データや情報ソース（external consumer data and information sources：ECDIS）および ECDIS を用いているアルゴリズムや予測モデルを利用している生命保険会社に向けて、ガバナンスやリスク管理の要件を規定するものである。

初回案からの最も大きな変更の一つは、「人種、肌の色、国籍、民族的出自、宗教、性別、性的指向、身体的障が

い、性自認もしくは性表現によって定義される集団に有害かつ重大な影響を与えると認められる結果」と定義される「比例的でないネガティブな結果（disproportionately negative outcome）」への対応が削除され、保険会社には、「リスクベースの」ガバナンスやリスク管理の枠組みを構築することが明記された点であると考えられる。他方で、ECDIS および ECDIS を用いているアルゴリズムや予測モデルの設計、開発、テスト、実装、利用、ベンダーの選定と監督、継続的なモニタリングのための文書化された方針やプロセスを整備すること等は、引き続き求められている。

英国では、科学・イノベーション・技術省が 2023 年 3 月、AI 規制の枠組み（案）を市中協議に付した¹¹。同枠組みの主な特性は、①責任あるイノベーションの促進、②事業者や規制当局に対する不要な、もしくは、過剰な負荷の回避、③AI の利用を促進することを目的とした、現実のリスクへの対応と AI に対する公共の信頼の醸成等である、と整理されている。また、規制のアプローチとして、「AI の技術ではなく、その利用と生成物（outcomes）をプリンシプル・ベースで規制する」ことを掲げ、①安全性、安定性および頑健性、②適度な透明性と説明可能性、③公正性、④説明責任とガバナンス、⑤異議を唱える能力と救済、の 5 つの原則を提示している¹²。

¹⁰ Colorado Division of Insurance (2023) 'Draft proposed new regulation xx-xx-xx: Governance and risk management framework requirements for life insurance carriers' use of external consumer data and information sources, algorithms, and predictive models', [https://communications.willkie.com/125/2137/uploads-\(icalendars-pdf-documents\)/draft-proposed-algorithm-and-predictive-model-governance-regulation-version-5.26.23-redlined.pdf](https://communications.willkie.com/125/2137/uploads-(icalendars-pdf-documents)/draft-proposed-algorithm-and-predictive-model-governance-regulation-version-5.26.23-redlined.pdf).

¹¹ U.K. Department for Science, Innovation and Technology (2023) 'Policy paper: A pro-innovation approach to AI regulation', <https://www.gov.uk/government/publications/ai-regulation-a-pro-innovation-approach/white-paper>. (Updated on 22 June 2023.)

¹² 同市中協議文書の概要は、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 33, 2023 年 3 月～4 月）」（デロイト トーマツ）を参照されたい。https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202304_ins_regulation.pdf

日本では、内閣府の AI 戦略会議が 2023 年 5 月、「AI に関する暫定的な論点整理」と題する文書を公表した¹³。その中で、基本的な考え方として、①国際的なルールの構築に向けて、日本が主導的な役割を發揮していくこと、②AI の開発・提供・利用を後押しするため、AI に関する懸念やリスクに適切に対処していくこと、③AI に関する課題の解決のため、多様な関係者を巻き込み、迅速かつ柔軟に対応すること、の 3 点を示している。また、リスクへの対応の基本方針として、まずは AI 開発者・提供者・利用者等自身がリスク評価を行うこと、その上で、必要に応じて、政府等がリスクへの対応の枠組みを検討すること、等の方向性を提言している。なお、金融庁は、AI 戦略会議での論点整理を踏まえ、AI の懸念やリスクにかかる着眼点を検討していくとの見解を示している¹⁴。

4. 金融セクターにおける規制の動向

金融セクターにおいても、AI の規制・監督の枠組みの整備に向けた検討が開始されている。バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、2021 年 4 月に公表した 2021/22 年の作業プログラムにおいて、監督上の優先課題の一つとして、人工知能（AI）と機械学習（ML）の利用に言及している¹⁵。また、2022 年 3 月のニュースレターでは、銀行による AI/ML の利用が増加する中、BCBS としては、①AI/ML モデルの生成物の理解可能性や説明可能性、②AI/ML モデル・ガバナン

ス、③AI/ML モデルが銀行や金融安定に与える潜在的な影響、の 3 つに焦点をあて、議論を進めて行く旨を表明している¹⁶。

英国では、イングランド銀行、健全性監督機構（PRA）、金融行為規制機構（FCA）が 2022 年 10 月、「人工知能と機械学習に関するディスカッション・ペーパー」を公表し、①金融サービスにおける AI の利用に関する潜在的なベネフィット、リスクおよび危険、②現行の規制の枠組みの AI への適用可能性、③追加的な政策措置の必要性、等について整理している¹⁷。同 DP に対する当局からのフィードバックは、2023 年末までに公表されることが予定されている¹⁸。

保険セクターでは、欧州保険・年金監督局（EIOPA）が 2021 年 6 月、「AI ガバナンス原則」を公表している¹⁹。同文書では、①プロポーシヨナリティ、②公正性と無差別、③透明性と説明可能性、④人による監視、⑤記録管理のデータ・ガバナンス、⑥頑健性とパフォーマンス、の 6 つの原則が示されている²⁰。

証券セクターでは、証券監督者国際機構（IOSCO）が 2021 年 9 月、「市場仲介者とアセット・マネージャーによる人工知能と機械学習の利用」と題する報告書を公表している²¹。IOSCO は、同報告書において、①ガバナンス、②アルゴリズムのテスト、③コンプライアンスとリスク管理、④サードパーティ・サービス・プロバイダの管理、⑤情報開示、⑥データ・ガバナンス、にかかる監督当局向けのガイダンスを提示している。

¹³ 内閣府（2023）「AI に関する暫定的な論点整理」、https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ronten_honbun.pdf。

¹⁴ 金融庁（2023）「『金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理』の改訂（案）に対するパブリック・コメントの結果等の公表について」、<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230630/20230630.html>。

¹⁵ Basel Committee on Banking Supervision (2021) 'Basel Committee publishes work programme and strategic priorities for 2021-22', <https://www.bis.org/press/p210416.htm>。

¹⁶ Basel Committee on Banking Supervision (2022) 'Newsletter on artificial intelligence and machine learning', https://www.bis.org/publ/bcbn_n127.htm。

¹⁷ Bank of England (2022) 'DP5/22 – Artificial Intelligence and Machine Learning', <https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2022/october/artificial-intelligence>。

¹⁸ Financial Conduct Authority (2023) 'DP22/4: Artificial Intelligence' (latest updated on 25 July 2023), <https://www.fca.org.uk/publications/discussion-papers/dp22-4-artificial-intelligence>。

¹⁹ EIOPA (2021) 'Artificial intelligence governance principles: Towards ethical and trustworthy artificial intelligence in the European insurance sector: A report from EIOPA's Consultative Expert Group on Digital Ethics in insurance', <https://www.eiopa.europa.eu/system/files/2021-06/eiopa-ai-governance-principles-june-2021.pdf>。

²⁰ EIOPA の AI 原則の概要については、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 12, 2021 年 6 月～7 月）」（デロイト トーマツ）を参照されたい。
https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202107_ins_regulation.pdf。

²¹ IOSCO (2021) 'The use of artificial intelligence and machine learning by market intermediaries and asset managers: Final Report', <https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD684.pdf>。

5. 考察：AI のリスクへの対峙

AI 技術は日々進化しており、その着地点を想像することは、少なくとも現時点においては不可能と言っても過言ではない。そのことは、金融機関による AI の実装のみならず、規制・監督当局による AI のリスクの規制・監督のアプローチについても、最適解やベスト・プラクティスは未だ存在しないことを意味する。そうした中、金融機関は、AI がもたらす機会を最大限に活かすべく、そのリスクにどのように対応していくべきであろうか。

一つには、AI に対するリテラシーの向上があげられる。AI のユース・ケースやリスクについて知見を高めていくことで、AI の効果的な実装とリスクの実効的な管理の基礎が形成されよう。また、最新の規制の動向を理解した上で、社内のガバナンスの枠組みやリスク管理の体制、AI の運用ルールを整備していくことも重要となる。その上で、業務の効率化等を目的として、AI を活用していくことが考えられる。

こうした取組みを進めて行く上で、金融機関は、リスク管理の観点からは、常に「原則」を意識しておくことが不可欠となる。本稿の冒頭で言及した OECD の AI 原則もそれに含まれる。金融機関がビジネスの持続可能性と顧客本位の業務運営とを実現していく中で、信用リスクの評価や保険の募集・引受、保険金の支払いの査定時など、特に、金融機関の顧客に何らかの影響を及ぼし得る業務プロセスで AI を利用するに際して、AI の生成物について説明責任を果たせるかどうかは何よりも重要となる。そのためには、説明責任を果たすことができるガバナンスや内部統制の枠組みを構築・運用していく必要がある。

金融規制・監督当局としては、「原則」を踏まえ、顧客保護の観点などから、AI の利用から生じ得るリスクを低減するため、金融機関による AI の利用を適切に規制・監督していくことが期待される。

以上

注：本稿における意見は、執筆者の私見であり、執筆者が所属する組織の公式な見解を示すものではない。



執筆者



小林 晋也 / Shinya Kobayashi

有限責任監査法人トーマツ
リスクアドバイザリー事業本部
リスク管理戦略センター
マネージングディレクター

Shinya Kobayashi

Managing Director

Center for Risk Management Strategy (CRMS)

Risk Advisory

Deloitte Touche Tohmatsu LLC

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（ www.deloitte.com/jp ）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（ www.deloitte.com ）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301